

# 平成28年度体力向上プラン実施要項（小中学校版）

大分県教育委員会

## 1 趣旨

体力向上プランは、各学校の体力向上に関する検証改善サイクルを確立させるために作成し、児童生徒の体力向上に取り組むものです。

取組推進に当たっては、児童生徒の体力・運動能力調査結果や生活習慣等調査結果から得られた課題を明らかにし、体力向上に向けた取組を校長によるリーダーシップの下、体育主任等ミドルリーダーを中心として、全教職員により組織的かつ計画的に推進していくことが重要となります。

各学校においては、市町村教育委員会が作成した体力向上アクションプランを参照の上、体力向上プランを作成し、その取組の推進をお願いします。

## 2 体力向上プランの作成手順

体力向上プランについては、様式に沿って以下の4つを必ず記入してください。なお、市町村独自で様式を定めても結構ですが、4つの項目については必ず含むようにしてください。

### (1) 実態（課題）の把握

「体力・運動能力調査結果」「生活習慣等調査」「児童生徒の特徴的な様子」などから、客観的に児童生徒の体力実態を把握し、改善（向上）すべき課題を明らかにする。

### (2) 重点目標と達成指標の設定

実態（課題）から、今年度目指す重点目標を設定するとともに、その目標への到達度を確認するための達成指標（数値目標）を設定する。

### (3) 重点的取組と取組指標の設定

重点目標達成のための、今年度特に大切にしたい重点的取組及びその取組指標を設定する。

### (4) 体力向上プランの検証と改善

検証については、可能な限り短期のサイクルで行えるよう計画を立てる。達成の状況に応じて、年度途中でも取組の改善を行う。

また、学校だより等を通して、家庭・地域へ取組内容を発信するとともに、達成状況や改善策についても示すようにすることが望ましい。

## ※（参考例）重点目標、達成指標、重点的取組、取組指標について

重点目標	達成指標	重点的取組	取組指標
運動好きな 子の育成	○運動や外遊びが好きと答える児童の割合が8割以上	○学校全体で、長縄での活動に取り組む。	○各担任が、学級の目標跳躍回数を月1回決めさせて挑戦させる。
		○家庭と連携して、運動の基礎となる生活習慣の確立に取り組む。	○学校が、家庭での運動を啓発する広報誌を月1回以上発行する。

### (5) 「一校一実践」の設定

重点的取組の中から学校独自の特徴的な取組を「一校一実践」として挙げ、タイトル（テーマ）及び取組内容を記載する。

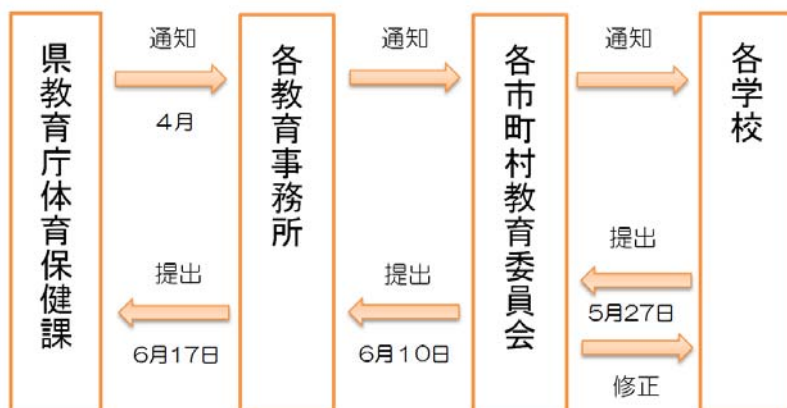
一校一実践は、学校教育活動全体で組織的・計画的に児童生徒の体力等をはぐくむことを目的とすることから、その活動場面を、体育・保健体育授業以外にも位置づけるようにすることが望ましい。

なお、体力向上プラン（様式1）の「一校一実践」欄については、県教育委員会HPに掲載する。

### 3 体力向上プラン（様式1）の提出手順

提出の手順については、以下のとおりとします。

- (1) 各学校は、体力向上プランを作成し、所管の市町村教育委員会へ電子データで提出する。
- (2) 各市町村教育委員会は、各学校から提出のあった体力向上プランをチェックし、修正箇所等の指摘を行う。
- (3) 各市町村教育委員会は、各学校の体力向上プランを取りまとめ、平成28年6月10日（金）までに所管の教育事務所へ電子データで提出する。



### 4 取組状況調査（様式2）の提出について

各学校は、体力向上プランの重点的取組の中で最も中心に取り組んだ内容に関して分析し、平成29年3月6日（月）～10日（金）の期間に所管の市町村教育委員会へ電子データで提出する。

### 5 活用方法

各学校で作成した体力向上プランの活用については、以下のような方法が考えられます。

- (1) 組織的・計画的に体力等をはぐくむ見通しとして活用  
体力向上プランの作成により、全教職員の共通理解の下、見通しを持って学校教育活動全体で組織的・計画的に児童生徒の体力向上に取り組むことができる。
- (2) 学校評価の資料として活用  
学校の教育水準の維持・向上に向けて、学校関係者評価の充実が求められている。体力向上プランに基づき、体力の向上に向け、重点目標や取組内容等を明らかにすることで、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たすための資料となり、学校・家庭・地域の協働による学校づくりを進めることができる。
- (3) 保護者への啓発や家庭・地域における取組のきっかけとして活用  
体力は、「生きる力」の重要な要素であり、体力向上については、学校教育全体で取組を推進するとともに、家庭・地域においても、運動の習慣化を図る取組の充実が求められている。体力向上プランに基づき、体力向上や「一校一実践」の情報提供を行うことで、保護者・地域等の理解を得るとともに、家庭や地域における体力向上の取組のきっかけとすることができる。

### 6 留意事項

- (1) 学習指導要領では、運動の特性に触れる楽しさや喜びを味わい、学習した結果として一層の体力向上を図ることが重視されています。体力・運動能力調査結果の向上のみを目指した取組ではなく、児童生徒に運動の楽しさを味わわせ、運動の習慣化・日常化が図られることを目指した取組となるよう各学校での工夫をお願いします。
- (2) 体力向上プランについては、客観的なデータを活用して、短期のサイクル（最低学期に1回）で検証・改善を行ってください。